

第 21 回 A R F 閣僚会合議長声明（骨子）

冒頭（パラ 1～2）

2014 年 8 月 10 日、第 21 回 A S E A N 地域フォーラム閣僚会合がミャンマーのネーピードーにおいて開催された。議長国はミャンマー（議長：ワナ・マウン・ルイン ミャンマー外務大臣）。

ARF プロセスの概観（パラ 3～9）

パラ 3～5：閣僚は、地域の平和、安定及び繁栄を促進する主たる政治・安全保障のフォーラムとしての A R F の重要性を再確認した。閣僚は、A R F プロセスにおける A S E A N の中心的役割を支持した。

パラ 6：閣僚は、A R F ビジョン・ステートメントの実現に向けてハノイ実行計画を実施することへのコミットメントを強調した。また、災害救援、テロ・国境を越える犯罪対策、不拡散・軍縮及び海上安全保障の 4 分野での協力の進展を歓迎した。

パラ 7：閣僚は、行動志向型の活動及び予防外交ワークプランの実施、A R F コンセプト及び予防外交の原則の遵守を通じ、A R F プロセスを、第一段階である信頼醸成措置の促進から第二段階である予防外交の促進へと進めるための一層の努力の必要性を強調した。

パラ 8：閣僚は、地域の直面する課題が一層複雑化し、地域協力が一層必要となっていることを認識し、地域の直面する伝統的・非伝統的安全保障上の課題に対処することの重要性を強調した。

パラ 9：閣僚は、A R F、拡大 A S E A N 国防相会議（A D M M +）、拡大 A S E A N 海洋フォーラム（E A M F）を含む A S E A N 主導の地域安全保障メカニズムの相乗効果の重要性を強調した。

地域及び国際の安全保障に係る議論の主要論点（パラ 10～26）

パラ 10：閣僚は、2014 年 5 月に、「平和と繁栄の共同体に向けて共に前へ」をテーマに開催された第 24 回 A S E A N 首脳会議の成果に留意した。

パラ 11（マレーシア航空機事案）

閣僚は、マレーシア航空 370 便の乗客乗員の家族や友人に哀悼の意を表明した。また、マレーシア航空 17 便の遺族と犠牲者を出した国民と政府に対し弔意を述べた。閣僚は、さらに、298 人もの命を奪ったマレーシア航空 17 便の墜落を強く非難した。閣僚は、マレーシア航空 17 便の墜落について迅速、安全かつ徹底した独立の調査が行われることを求め、全ての国及び当事者がこの目的に向け協力するよう要請した。

パラ 1 2 (南シナ海情勢 (全訳))

閣僚は、平和、安定及び安全、海上安全保障、自由な貿易並びに航行及び上空飛行の自由を促進することの重要性を再確認した。閣僚は、国連海洋法条約を含む国際法の普遍的な原則に従った紛争と問題の平和的解決の重要性を強調した。閣僚は、全ての関係者に対し、自制的に行動し、また、状況を複雑にする行動を避けるよう求めた。この観点から、閣僚は、「南シナ海における関係国の行動に関する宣言 (DOC)」の完全かつ効果的な実施、及び「南シナ海に関する行動規範 (COC)」のための実質的な協議を強調した。「南シナ海に関するASEANの6項目の原則」、「DOC10周年における第15回ASEAN中国首脳会談共同声明」及び「2014年5月10日に発出された南シナ海の最近の情勢に関するASEAN外相声明」に留意し、閣僚は、全ての関係者の間で信用と信頼 (trust and confidence) を構築することの必要性を強調した。閣僚は、COCに関するASEAN諸国と中国との間の公式協議の開始を歓迎するとともに、地域の平和、安定、安全及び繁栄の強化に更に貢献するコンセンサスに基づき、COCの早期締結を期待した。

パラ 1 3 (朝鮮半島情勢 (全訳))

閣僚は、朝鮮半島の平和、安全及び安定の重要性を強調した。大多数の閣僚は、非核化に向けた迅速な措置並びに、全ての関連する国連安保理決議の下での義務及び2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントの完全な遵守の必要性を強調した。閣僚は、平和的な方法による朝鮮半島の非核化を実現するための全ての努力に対する支持を再確認するとともに、六者会合の早期再開に資する環境を醸成するよう懇願した。閣僚は、2014年2月に実施された韓国と北朝鮮との間の離散家族の再会を歓迎し、将来における定期的な再会を期待するとともに、人道上の問題に対処する重要性を強調した。閣僚は、2014年9月に韓国で開催される第17回アジア大会に北朝鮮が参加することを歓迎した。閣僚は、日朝平壤宣言にのっとり残された懸案事項に対処するための日朝間の協議に留意し、具体的な進展を期待した。

パラ 1 4 (ウクライナ情勢 (全訳))

閣僚は、近時のウクライナ情勢に深刻な懸念を表明した。閣僚は、関係者がウクライナ危機の政治的解決を見出すべく努力していることを歓迎し、2014年4月17日のジュネーブ宣言、OSCEによるロードマップ、ジュネーブ合意及び2014年7月2日のロシア、ウクライナ、独、仏の外相による共同声明の枠組みに沿って危機が解決されることに期待を表明した。閣僚は、全ての関係者に対し、国連憲章に示された国際法の基本原則を遵守し、対話と協議を通じて平和的に紛争を解決することを求めた。

パラ 1 5 (ガザ情勢)

閣僚は、ガザ情勢に深刻な懸念を表明し、事態の沈静化、平和の回復、即時停戦、一般市民の保護及び人道支援を呼びかけた。また、イスラエル－パレスチナ間の紛争解決に向けて、

全ての関係者は協働するとともに、イスラエル－パレスチナ間の紛争解決を追求する必要性を強調。

パラ 16 (シリア情勢)

閣僚は、シリアの人道状況に深い懸念を表明した。あらゆる者によるあらゆる状況下における化学兵器の使用を非難するとともに、国連及び化学兵器禁止機関（OPCW）による、シリアが保有する化学兵器の廃棄作業の監督義務の実施を歓迎。閣僚は、シリアにおける全ての当事者に対し、政治的意思を示し、相互理解を強化し、自制的に行動し、そして立場の違いを調整するに当たって共通の土台を追求することにコミットするよう促した。

パラ 17 (イラク情勢 (全訳))

閣僚は、イラクにおける自称「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)による地域の平和と安定を脅かす活動を強く非難した。閣僚は、すべての宗派を取り込んだ政治プロセスの構築を通じた国家的統一とイラク新政府の早期形成に向けた努力を支持した。閣僚は、全ての関係者に対し、軍事作戦下における市民の保護及び人権と国際人道法の尊重の確保を求めた。

パラ 18 (アフガニスタン情勢)

閣僚は、最近のアフガニスタンにおける選挙の実施を歓迎し、新政権への秩序ある移行に期待を表明した。

パラ 19 (不拡散・軍縮)

閣僚は、不拡散、軍縮及び原子力の平和的利用に関する国際的協調による取組を支持した。閣僚は、東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）及びASEAN憲章にあるとおり、東南アジアを核兵器及びその他の大量破壊兵器の存在しない地域として維持することの重要性を強調した。

パラ 20 (イランの核開発問題)

閣僚は、イランの核問題について議論し、包括的合意を早期に実現するための、E3/EU+3（中、仏、独、露、英、米）とイランによる交渉への支持を表明した。

パラ 21 (非伝統的安全保障)

閣僚は、サイバー犯罪、宇宙セキュリティ、テロ、麻薬取引、人身取引、違法な武器取引、伝染病、気候変動、自然災害、違法・無報告・無規制漁業を含む非伝統的安全保障上の脅威・課題について議論した。

パラ 22 (防災・災害救援)

閣僚は近時の自然災害に苦しむ犠牲者、遺族等に対し弔意を表明した。閣僚は、地域の安

定及び持続的な経済・社会発展のため、既存の地域及び国際的なメカニズムを通じた災害に対する備え、災害救援、防災、復旧・復興分野における協力強化の必要性を強調した。閣僚は、ASEANにおける防災のための共通のプラットフォームとして、AADMER（ASEAN防災緊急対応協定）の効果的な実施のためのシナジーの創出の重要性を再確認するとともに、その執行手段としてのAHAセンター（ASEAN防災人道支援調整センター）を支持した。閣僚は民軍協力が効果的な災害救援・対処に不可欠であることを強調し、ARF災害救援実動演習（DiREx）を通じて軍と他の機関とが実効的に関与することを支持した。閣僚は、2015年2月に、マレーシアと中国の共催でマレーシアにおいて実施されるARF災害救援実動演習（DiREx）2015と、2015年3月に日本にて開催される第3回国連防災世界会議を歓迎した。

パラ23（テロ対策）

閣僚は、あらゆるテロ行為を強く非難すべきことを改めて強調するとともに、国際的な対応を調整するに当たっての国連の中心的役割を強化することについての強いコミットメントを表明した。

パラ24（薬物問題）

閣僚は、世界の薬物問題について、深い懸念を表明し、テロ・国境を超える犯罪対策ワークプランの優先分野の1つである違法薬物取引への対策について、ARFにおいて対話が強化されていることを歓迎した。

パラ25（宇宙セキュリティ）

閣僚は、宇宙空間における軍拡競争の防止と平和目的での宇宙空間の探査・利用についての法的拘束力を有した文書を準備するための国際的な協力の重要性を認識した。

パラ26（情報通信技術）

閣僚は、情報通信技術の分野における一層の国際的取組の強化が必要であることを認めた。閣僚は、事務方に対し、2014年後半にマレーシアで開催される次回ARF-ISGにおいて、コンセンサスに基づき「情報通信技術の利用における安全に関するARFワークプラン」の案文を完成させ、第22回ARF閣僚会議に提出することを指示した。

これまでの会期間活動（2013.7～2014.7）のレビュー（パラ27～33）

パラ27：閣僚は、これまでの会期間（2013.7～2014.7）における活動の成功に関し、満足の意を表明した。

パラ28：閣僚は、ARF-SOM（2014.6 於ヤンゴン）、ARF-ISG（2013.12 於ヤンゴン/ 2014.4 於ブリュッセル）の報告に留意し、同報告における推薦事項を認証した。

パラ 29 : 閣僚は、ARF-DOD (防衛当局者会合) 及び第 11 回 ARF-ASPC (安全保障政策会議) の報告書に留意した。

パラ 30 : 閣僚は、テロ・国境を超える犯罪対策、災害救援、海上安全保障及び不拡散・軍縮の 4 つの優先分野のワークプランの実施について、ARF のトラック 1 の活動の進捗に留意した。

パラ 31 : 閣僚は I SM (会期間会合) の成果を歓迎し、それら会合における推薦事項を認証した。

パラ 32 : 閣僚は、2013~2014 年の会期間に開催・実施された ARF のトラック 1 の活動、ワークショップ及びセミナーに留意した。

パラ 33 : 閣僚は、2014 年 3 月に、EU の共通安全保障・防衛政策 (CSDP) に関するセミナーが、EU-ASEAN 間の安全保障協力に焦点を当て、全ての ARF 参加国に公開の上、成功裏に開催されたことに留意した。

次期会期 (2014.8~2015.7) の活動プログラム (パラ 34~39)

パラ 34 : 閣僚は、信頼醸成措置と予防外交の促進のための継続的な取組へのコミットメントを表明した。閣僚は、マレーシアと日本が次期会期における ARF-ISG 及び ARF-DOD の共同議長を務めることを歓迎した。閣僚は、2014~2015 年会期の ARF-ISG 及び ARF-DOD が 2014 年 11 月にマレーシア・マラッカで、2015 年 4 月に日本で開催される予定であることに留意した。

パラ 35 : 閣僚は、テロ・国境を超える犯罪対策が ARF における重要な協力分野であることを認識し、タイと中国がテロ・国境を超える犯罪対策 I SM の次期共同議長を務めることを歓迎した。会合は、EU とインドネシアが、人身取引についての新しい優先分野の共同リード国に立候補したことに留意した。

パラ 36 : 閣僚は、不拡散・軍縮に関する ARF ワークプランの実施の進行を歓迎した。また、閣僚は、マレーシア、カナダ及びニュージーランドが 2014~2015 年の会期における不拡散・軍縮 I SM の共同議長を務めることを歓迎した。

パラ 37 : 閣僚は、フィリピン、日本及び米国が海上安全保障 I SM の次期共同議長を務めることを歓迎するとともに、海上安全保障 I SM が、議論の始点として既存の調整メカニズムを活用し、海上安全保障上の諸課題を解決すべく具体的・効果的な措置を発展させ、規範を確立することを慫慂した。

パラ 38 : 閣僚は、事務方に対し、災害救援 I S M の権限とミャンマー、中国及び日本の共同議長の下、災害対処・救援措置を引き続き強化しつつ、災害に対するレジリエンス及び備えについて更に協力と議論を深めることをそれぞれの担当に指示した。

パラ 39 : 閣僚は、次期会期 (2014. 8 ~ 2015. 7) における A R F のトラック 1 の活動リストを採択した。

ARF プロセスの将来の方向性 (パラ 40 ~ 46)

パラ 40 : 閣僚は、事務方に対し、A R F ビジョン・ステートメントの実現に向けた恒常的なモニタリング、レビュー、アップデートを通じてハノイ行動計画の効果的な実施を確保することを指示した。

パラ 41 : 閣僚は、事務方に対し、信頼醸成分野におけるモメンタムを維持しつつ、予防外交に関する A R F ワークプランの実施のための活動を加速化することを強く要請した。

パラ 42 : 閣僚は、既存の E E P (専門家・賢人会合) のシステムを更に発展させる必要性に留意した。また、閣僚は、他の地域安全保障機構と同様、A S E A N - I S I S (A S E A N 戦略・国際研究機構)、C S C A P (アジア太平洋安全保障協力委員会)、A P C S S (アジア太平洋戦略研究センター) といったトラック 2 の機関との協調を強化する必要性を確認した。

パラ 43 : 閣僚は、A R M A C (A S E A N 地域地雷処理活動センター) の T O R が 2013 年の第 23 回 A S E A N 首脳会合で採択されたことを歓迎し、A R M A C が完全に機能することに期待を表明した。

パラ 44 : 閣僚は、A I P R (A S E A N 平和・復興機関) の役割と A R F プロセスに対する貢献の可能性について考察した。

パラ 45 : 閣僚は、A R F 年次安保概観 (A S O) が A E F 参加国間における透明性強化に貢献していることに、満足の意を表明しつつ留意し、更に広範な参加国から継続的な貢献が得られるよう求めた。

パラ 46 : 閣僚は A S E A N 事務局の A R F ユニットの貢献に謝意を表明するとともに、その活動に対する支持を表明した。閣僚は A R F ユニットに対し、A R F 及び A D M M + の活動スケジュールについて、双方の情報共有を促すべく役割を果たすことを指示した。

(了)